

諮問番号：諮問第 293 号

答申番号：答申第 293 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項の規定により準用する同条第 3 項の規定による保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 処分庁は、医師の同意書の必要性について福岡県医師会、福岡市医師会及び整形外科学会（以下「医師会等」という。）に対し、書面又は電話による照会を申し入れたにもかかわらず、これを行うことなく、「医師の同意書が不可欠」との理由で本件申請を一方的に却下した。

(2) 処分庁は、「他の整形外科医の中には同意書に署名捺印してくれる医師もいる。」と言って、審査請求人に対し、医療機関の変更を促す一方で、「同意書を書いてくれる医療機関は自分で探せ。」と言って、具体的に同意書を書いてくれる医療機関を紹介しなかった。

(3) もし、医療機関を変更すれば、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第 3 の 9 の(2)に定める「被保護者と主治医との信頼関係」が壊れるほか、現在通院している医療機関より遠隔地となるおそれが強く、移送費支給額が現在よりも高額となることが予想される。これは、同(4)に定める「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」に違背するものである。

(4) 法及び実施要領の文言に軽重はなく、たとえ、相反する文言規定があろうとも、

公平平等に検討しなければならない。本件処分は、相反する規定を公平平等に検討した形跡等がない。これは日本国憲法第14条第1項に規定する「法の下の平等」が担保されているとは到底認め難い。

また、本件処分は、上記(1)のとおり、処分庁による一方的な判断であり、医師会等に対する照会の回答を口頭又は書面で自分に通知しておらず、審査請求人の求めを公平平等に検討した形跡等が認められない。これについても、日本国憲法第14条第1項の規定に反するものである。これらを総合考慮すると、本件処分は、日本国憲法第13条及び第14条第1項並びに法第1条、第3条及び第9条の規定にも違背する違法又は不当なものである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分における処分庁の判断過程に不合理な点はなく、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人の施術の給付に係る保護の変更の申請を却下したことによる違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

(1) 本件処分の違法性又は不当性

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知。以下「疑義通知」という。）（問20）の（答）は、医師の同意の必要性の有無について、「施術の給付が認められるのは、柔道整復、あん摩、マッサージ、はり及びきゅうであって、治療上不可欠と認められる場合に限られるものである。当該給付の要否判定を行うための判断材料としての見地及び医師の意見に基づき適正な治療を給付する必要があるとの患者保護の見地からは、一部の場合を除き、当然医師の意見が必要である。以上の趣旨から、医療扶助の一環として施術を給付する場合の手続きについて本法独自のものを定めているもの」であり、あん摩・マッサージ及びはり・きゅうについては、「施術を行う場合はすべて医師の同意が必要」である旨を定めているところ、本件処分に係る事案においては、審査請求人から医師の同意書又は診断書（以下「同意書等」という。）が提出されていない。

したがって、処分庁が施術の給付に係る保護の変更の申請を却下した本件処分に

違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、同意書等の必要性について、医師会等に対する書面又は電話による照会を申し入れたにもかかわらず、本件申請を一方的に却下したこと等、縷々不服を述べているが、これらの主張は、本件処分の違法性又は不当性を左右するものではないことから、当該主張は採用することができない。

(3) その他

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（昭和 25 年法律第 144 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 7 年 9 月 4 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 7 年 10 月 23 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

処分庁は審査請求人に対し、あん摩・マッサージ及びはり・きゅうに係る施術の給付に当たって、同意書等が必要であることを確認していることが認められるところ、審査請求人から、主治医が同意書等の記載について、過去に施術による事故で同意書等を記載した医療機関に対し、損害賠償を請求する裁判例があったことを理由として、主治医が記載に応じなかったとの報告があった。

これを受けて、処分庁は、主治医に確認したところ、当該裁判例を受けた整形外科学会の方針であることを理由として、同意書等を記載しない旨の回答を得ている。

また、処分庁は審査請求人に対し、主治医の同意書等への記載がなければ施術の給付の検討ができないことを再度説明し、施術の給付を受けるために、整形外科の通院先を変更することを検討するよう助言している。

以上のことから、処分庁は審査請求人に対しては施術の給付に係る説明を、主治医に対しては聞き取りを行った上で本件処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないのに、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参照した上で、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 鶴 利絵

委員 谷 本 拓也